

## 「利用者視点からのサービス検証タスクフォース」 開催要綱（案）

### 1 目的

本タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）は、「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG」の下に設置される会合として、「ICTサービス安心・安全研究会報告書」（平成26年12月）で示された消費者保護ルールの見直し・充実の方向性に基づく新たな消費者保護ルールの導入を見据え、期間拘束・自動更新付契約の在り方の利用者視点からの検証等を行うことを目的とする。

### 2 名称

本会合は、「利用者視点からのサービス検証タスクフォース」と称する。

### 3 検討事項

電気通信サービスに係る期間拘束・自動更新付契約の実態把握及び当該実態を踏まえた期間拘束・自動更新付契約の在り方の利用者視点からの検証その他電気通信サービスの提供に係る利用者視点からの検討を行う。

### 4 構成及び運営

- (1) タスクフォースの構成員は、別紙＜調整中＞のとおりとする。
- (2) タスクフォースには、主査を置く。
- (3) 主査は、ICTサービス安心・安全研究会座長が指名することとする。
- (4) 主査はタスクフォースを招集し、主宰する。
- (5) 主査は、必要があるときは、必要と認める者をタスクフォースの構成員として追加することができる。
- (6) 主査は、タスクフォースの会合ごとに、当該会合の議題に応じ、必要があるときは、必要と認める者をタスクフォースのオブザーバーとすることができる。
- (7) 主査は、必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (8) タスクフォースは原則として非公開とする。
- (9) その他、タスクフォースの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

### 5 庶務

タスクフォースの庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課がこれを行うものとする。